



福岡医発第1441号(地)
平成30年 8月17日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田峻一良
(公印省略)

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により
被害を受けた医療関係施設等に対する災害復旧資金の特例措置及び医療関係施設の
開設者に対する災害融資に関する特別措置について

さて、独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部長より、標記の件について周知依頼がありました。

標記災害により被害を受けた医療関係施設等に対する災害復旧資金の特例措置（以下、「医療関係施設等特例措置」）は、同災害における災害救助法適用地域にある医療関係施設等に対して、建築資金・機械購入資金・指定訪問看護事業に係る設置・整備資金・長期運転資金を、同災害における災害救助法適用地域外にある医療関係施設等に対しては、長期運転資金を100%の融資率で貸付するものです。

また、標記災害により被害を受けた医療関係施設の開設者に対する災害融資に関する特別措置は、同災害に被害を受けた災害救助法適用地域の区域内に事業所を有する医療関係施設の開設者に、災害復旧にかかる資金を、貸付資金毎に通常適用する利率に関わらず、貸付後3年間は通常適用する利率から0.9%を控除した利率で貸付するものです。

いずれも開設者が確認できる、被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出を求められておりますが、「医療関係施設等特例措置」については、提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合があるとのことです。詳細については、別添資料及び下記HPをご確認下さい。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、同災害において被害を受けた貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(問合せ先)

【融資のご相談】

独立行政法人福祉医療機構大阪支店 医療審査課

TEL: 06-6252-0219 FAX: 06-6252-0240 (平日9:00~17:00)

HP: http://www.wam.go.jp/hp/home/home-topics_list-tabid-394/recovery_h30_05-07/#iryou_a



福医事第0801001号

平成30年8月1日

各都道府県医師会会長 様

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部長



平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた医療関係施設等に対する災害復旧資金の特例措置について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年7月豪雨（平成30年5月20日から7月10日までの豪雨及び暴風雨による災害）の被害を受けられた皆様におかれましては心よりお見舞い申し上げます。

標記につきまして、平成30年8月1日より、別紙のとおり、今回の平成30年5月20日から7月10日までの豪雨及び暴風雨による災害の被害を受けた施設等の災害復旧に係る特例措置を講じることといたしました。詳細につきましては、別紙のほか、独立行政法人福祉医療機構ホームページでもご案内しております。また、社会福祉施設に係る特例措置も講じております。

つきましては、当該区域に所在する被災医療関係施設の開設者に対する当機構融資の特別措置について、会員各位へのご指導方よろしくお願い致します。

以上

【本状に係る担当連絡先】

独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部
事業統括課

電話番号（直通）：03-3438-9293

各医師会通知



平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害にかかる災害復旧資金の概要（医療貸付事業：災害救助法適用地域の方）

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害にかかる被災地の復興を支援するため、災害復旧資金として、下記のとおり特例措置の取扱いを行うことといたしました。

I 災害復旧資金について

1. 対象範囲

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被災された災害救助法適用地域にある医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能な方がご利用いただけます。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通 常
建築資金 機械購入資金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金 長期運転資金	100%	60～80%

- 「建築資金」、「機械購入資金」及び「指定訪問看護事業に係る設置・整備資金」については、3,000万円まで、「長期運転資金」については、2,000万円まで無担保でのご融資が可能です。（病院の機械購入資金については、無担保でのご融資はございません。また、長期運転資金については、無担保上限額が施設によって異なります。）
- 貸付限度額は、貸付対象施設等によって異なります。

3. 貸 付 利 率

貸付金の種類	災害復旧資金
建築資金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.9% 《4年目以降》 基準金利同率
機械購入資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利同率
長期運転資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利同率

- 貸付利率は、契約締結時の利率が適用されます。
- 貸付利率は、償還期間等によって異なります。

- ・ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます（無利子貸付の期間中は、0.15%となります）。
- ・ 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しますので、お問い合わせください。

4. 償 還 期 間（据 置 期 間）

○建築資金

	災害復旧資金 (二重債務となる 方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長39年	最長30年	最長30年
据置期間	最長3年	最長3年	最長3年

○機械購入資金

	災害復旧資金 (二重債務となる 方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長8年	最長5年
据置期間	最長3年	最長2年6か月	最長6か月

○高額医療機器のうち先進医療機器に係る機械購入資金（病院のみ）

	災害復旧資金 (二重債務となる 方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長13年	最長10年
据置期間	最長3年	最長2年6か月	最長6か月

- ・ 償還期間（据置期間）は、貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※二重債務となる方とは…

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害の被災以前から、施設及び事業を営むための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、当該災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のために新たに機構からの融資を希望している方です。

○長期運転資金

	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長3年
据置期間	最長3年	最長6か月

- ・ 償還期間が10年以内の場合は、据置期間は2年6か月以内となります。

Ⅱ 既往貸付金をご利用中の皆さまへの返済猶予

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けられたお客さまに対して、被災時から当面6か月の元利金の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により6か月以上の返済猶予も可能）。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のご相談窓口までお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

なお、福祉施設に対する貸付もございます。

（問い合わせ先）

【融資のご相談】

（東日本）独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部 医療審査課

T E L 03-3438-9940（平日9：00～17：00）

F A X 03-3438-0659

（西日本）独立行政法人福祉医療機構大阪支店 医療審査課

T E L 06-6252-0219（平日9：00～17：00）

F A X 06-6252-0240

【返済猶予のご相談】

独立行政法人福祉医療機構顧客業務部顧客業務課

T E L 03-3438-9939（平日9：00～17：00）

F A X 03-3438-0248

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 にかかる災害復旧資金の概要（医療貸付事業：災害救助法適用外地域の方）

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害にかかる被災地の復興を支援するため、災害復旧資金として、下記のとおり特例措置の取扱いを行うことといたしました。

I 災害復旧資金について

1. 対象範囲

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた災害救助法適用地域外にある医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能な方については、長期運転資金がご利用いただけます。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通 常
長期運転資金	100%	70～80%

- ・ 最大2,000万円まで無担保でのご融資が可能です（無担保上限額は、施設によって異なります）。
- ・ 貸付限度額は、貸付対象施設等によって異なります。

3. 貸 付 利 率

貸付金の種類	災害復旧資金
長期運転資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利同率

- ・ 貸付利率は、契約締結時の利率が適用されます。
- ・ 貸付利率は、償還期間等によって異なります。
- ・ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます（無利子貸付の期間は、0.15%となります）。
- ・ 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しますので、お問い合わせください。

4. 償 還 期 間 (据 置 期 間)

○長期運転資金

	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長3年
据置期間	最長3年	最長6か月

- ・ 償還期間が10年以内の場合は、据置期間が2年6か月以内となります。

Ⅱ 既往貸付金をご利用中の皆さまへの返済猶予

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けられたお客さまに対して、被災時から当面6か月間の元利金の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により6か月以上の返済猶予も可能）。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のご相談窓口までお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

なお、福祉施設に対する貸付もございます。

（問い合わせ先）

【融資のご相談】

（東日本）独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部 医療審査課

T E L 03-3438-9940（平日9：00～17：00）

F A X 03-3438-0659

（西日本）独立行政法人福祉医療機構大阪支店 医療審査課

T E L 06-6252-0219（平日9：00～17：00）

F A X 06-6252-0240

【返済猶予のご相談】

独立行政法人福祉医療機構顧客業務部顧客業務課

T E L 03-3438-9939（平日9：00～17：00）

F A X 03-3438-0248



福医事第0806004号

平成30年8月6日

公益社団法人福岡県医師会 会長 様

独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部長



平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた医療関係施設の開設者に対する災害融資に関する特別措置について

当機構の業務に関しましては、平素から種々ご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記災害融資に関する特別措置について、別紙のとおり貸付対象等が定められましたので通知いたします。

つきましては、当該区域に所在する被災医療関係施設の開設者に対する当機構融資の特別措置について、会員各位へのご指導方よろしくお願い申し上げます。

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた医療関係施設の開設者に対する災害融資に関する特別措置に伴う災害復旧資金については、下記のとおり取り扱う。

記

1. 特別措置の対象範囲

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた災害救助法適用地域の区域内に事業所を有する医療関係施設の開設者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金。

2. 特別措置の対象とする貸付金限度額

災害復旧資金の貸付金のうち1施設当たり1,000万円まで。

ただし、上記の金額は、本特別措置の対象とする貸付けが、当機構のほか、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫においても取り扱われることとなっているので、3機関の貸付額を合わせた額とする。

3. 特別措置の適用利率及び適用期間

平成30年5月20日から平成31年1月31日までに災害復旧資金の貸付を受ける者について、貸付資金毎に通常適用する利率にかかわらず貸付後3年間は通常適用する利率から0.9%を控除した率、4年目以降の期間については、契約時において通常適用する利率とする。

4. 特別措置による災害復旧資金を申込む場合の被害証明書

被災医療関係施設の開設者が、「通常適用する利率から0.9%を控除した率」の貸付けを希望する場合は、借入申込書に次の証明書を添付すること。

・様式1

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害被害証明書

平成 3 0 年 5 月 2 0 日から 7 月 1 0 日までの間の豪雨及び暴風雨
による災害被害証明書

事業所名
事業所在地
事業主名
事業種類

被害状況

1. 事業所
全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）

2. 主要な事業用資産

資産名	被害状況
①	全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）
②	〃
③	〃
：	〃
：	〃

上記のとおり証明をお願い致します。

平成 年 月 日

事業主名

印

上記のとおり被害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

市町村長名

印